

板橋区確保浴場選定要綱

(昭和57年5月17日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、区長が利用者のために確保することを必要と認める浴場（以下「確保浴場」という）を選定することによって、確保浴場に対する助成策を講ずることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「浴場」とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第1条第1項に規定する公衆浴場であつて、東京都板橋区公衆浴場法施行条例（平成24年板橋区条例第9号）第2条第1項に規定する普通公衆浴場をいう。

(選定)

- 第3条 確保浴場の選定を受けようとする者は申請書(別記第1号様式)を区長に提出しなければならない。
- 2 区長は、前項の申請に対して別記の選定基準に基づいて確保浴場の選定の可否を決定する。
 - 3 区長は、浴場を確保浴場に選定したときは選定通知書（別記第2号様式）により、確保浴場に選定しないときは通知書（別記第3号様式）により、その旨を申請者に通知する。

付 則

- 1 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 この要綱施行前に東京都「確保浴場」選定要綱により確保浴場に選定されている浴場については、引き続きこの要綱により選定されたものとみなす。

付 則（平成2年11月6日付一部改正）

この要綱は、平成2年11月6日から施行する。

付 則（平成7年9月1日付一部改正）

この要綱は、平成7年9月1日から施行する。

付 則（平成24年4月11日付一部改正）

この要綱は、区長決定の日から施行する。

確保浴場選定基準

1 選定方法

次の事項について必要な計測を行い、2(3)に定める基準点数をこえたものを「確保浴場」とする。

(1) 利用の代替性

2(1)に定める利用限界距離を半径とする当該浴場の商圏と、同距離を半径とする隣接浴場の商圏との重複度。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、商圏との重複度については考慮しない。

- ① 隣接浴場が板橋区の区域外にある場合。
- ② 当該浴場の商圏に河川、鉄道、主要道路等があるため、隣接浴場の利が著しく阻害される場合。
- ③ 当該浴場の半径200メートルの商圏が近接する浴場の半径500メートルの商圏と重複することのない場合。
- ④ 当該浴場が社会公共施設と併設されている場合。

(2) 利用人員

当該浴場の過去3箇年の営業実績にもとづく1日当たり平均入浴人員。

2 基本的条件

- | | |
|------------|----------------|
| (1) 利用限界距離 | おおむね500メートル |
| (2) 利用人員 | 1日平均300人を基準とする |
| (3) 基準点数 | 130点 |

3 算定方式

- | | |
|----------|---|
| (1) 算定方式 | (利用代替性点数) + (利用人員点数) |
| (2) 配点 | ① 利用代替性 (別表1) のとおり
② 利用人員 (別表2) のとおり |

4 測定の基礎

- | | |
|-----------|---|
| (1) 利用代替性 | 利用代替性の測定は、原則として1/10,000地形図(区役所発行のもの)による。 |
| (2) 利用人員 | 1日平均利用人員は、当該浴場の直近の過去3年間の税務申告書所載の入浴料金から推定した年間平均入浴人員を、年間平均営業日数(312日)で除して得た数とする。 |

別表 1

1 利用代替性の配点

代替性（重複度%）	点数（点）
0 %	100 点
10 "	90 "
20 "	80 "
30 "	70 "
40 "	60 "
50 "	50 "
60 "	40 "
70 "	30 "
80 "	20 "
90 "	10 "
100 "	0 "

（重複度に 10パーセント 未満の端数が生じた場合は、四捨五入する。）

別表 2

2 利用人員の配点

1日当たり平均利用人員	点数（点）
300人以上	100点
250 "	90 "
230 "	80 "
210 "	70 "
190 "	60 "
170 "	50 "
150 "	40 "
150人未満	30 "

年 月 日

（宛先）板橋区長

申請者 住所
氏名
電話
浴場名
浴場所在地

板橋区確保浴場選定申請書

板橋区確保浴場に選定されたく、別紙関係書類を添えて申請いたします。

記

1 近隣浴場の状況（直線距離1000メートル以内の浴場で過去5年以内に廃業したものを含む。）

浴場名	距離	摘要
	m	
	m	
	m	
	m	

（廃業浴場については、摘要欄に廃業年月を記入すること）

年 月 日

様

板橋区長

確保浴場選定通知書

年 月 日付で申請のあった確保浴場の選定については、確保浴場とすることに決定したので通知します。

記

1 選定確保浴場

浴 場 名

所 在 地

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

様

板橋区長

確保浴場選定に関する通知書

年 月 日付で申請のあった確保浴場の選定については、確保浴場として選定できませんので通知します。

記

（選定できない理由）